

広島県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・チケット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月10日

広島県警察本部長 井 口 齊

1 受託者

(1) 広島市内

ア 名称 ワークステーション有限会社

イ 住所 広島市西区横川町二丁目9番1号

(2) 呉市内

ア 名称 株式会社セノン

イ 住所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

2 委託期間

(1) 広島市内

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間

(2) 呉市内

平成26年4月1日から平成27年1月31日までの間